

## 室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生入学料免除要項

平成 26 年 3 月 17 日

学 長 伺 定

(目的)

第 1 条 この要項は、室蘭工業大学大学院博士後期課程に入学する社会人学生に対し、入学料免除による支援を行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項の社会人学生とは、以下の者をいう。

- (1) 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 14 条に規定する教育研究指導を受けようとする者
- (2) 前号以外の者で、定職を有している者

(免除対象者)

第 3 条 免除対象者は、前条に規定する社会人学生の入学者であり、人物・能力ともに優れている者とする。

(免除金額)

第 4 条 免除額は、入学料相当額とする。

(申請期間)

第 5 条 申請者の該当する入学手続き期間と同様とする。

(免除の手続き)

第 6 条 入学料免除を希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生入学料免除申請書
- (2) 室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生入学料免除推薦書
- (3) 在職証明書
- (4) その他必要な書類

(選考)

第 7 条 書類審査の上、学長が選考する。

附 則

この要項は、平成 26 年 3 月 17 日から実施し、平成 26 年度入学者から適用する。